

○松本市広告取扱要綱

令和元年10月17日

告示第144号

(目的)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の財産等を活用し、民間企業等の広告を掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。
- (2) 広告媒体 次に掲げる市の財産等のうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 市が発行する広報印刷物等
  - イ 市が管理するホームページ
  - ウ 市の施設
  - エ その他市長が認めるもの
- (3) 広告主 広告掲載の決定を受けたものをいう。

(広告の内容)

第3条 広告の内容は、地域経済の健全な発展及び公共の福祉の向上に寄与するものとし、広報等の公共性及び品位を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 広告の内容が虚偽誇大なもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 社会問題について主義主張のあるもの
- (5) 売名的行為に類するもの
- (6) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (7) 宗教性のあるもの
- (8) 青少年の健全育成に反するもの
- (9) 人事募集、求資金等でその内容の明らかでないもの
- (10) 美観風致を害するおそれがあるもの

(1 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの

(1 2) 市の行為とまぎらわしい表現をしたもの

(1 3) その他、広報等として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告の内容に関する基準は、市長が別に定める。

(広告主の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、広告主となることができない。

(1) 市区町村税に滞納のある者

(2) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団、条例第2条第2号に規定する暴力団員及び条例第6条第1項に規定する暴力団関係者

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、広告掲載位置、広告料の額等は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告掲載申込み及び決定)

第6条 広告媒体に広告を掲載しようとする者は、松本市広告掲載申込書(様式第1号)に、市区町村税の滞納がないことの証明書及び広告内容のわかるものを添えて、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、広告の内容等について審査の上、掲載の可否を決定し、その結果を松本市広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 第8条第3号に規定する枠数を超える応募があった場合は、第3条に規定する順位により広告掲載の可否を決定するものとする。この場合において、順位が同一となる場合は、申込みが早い者を優先して広告掲載の可否を決定する。

(広告料の納付)

第7条 広告主は、市長が指定する期日までに広告料の全額を納付しなければならない。

(広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広報等への広告の掲載により、第三者に損害が生じた場合は、広告主がその賠償の責を負うものとする。

(広告の掲載取下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により、掲載予定の広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、市長が指定する期日までに書面により市長へ申し出なければならない。

(掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告掲載を取りやめることができる。この場合において、広告掲載に関し広告主に生じた損害については、市長はその責を負わない。

- (1) 災害その他のやむを得ない事由により、広告掲載ができなくなったとき。
- (2) 広告主がこの要綱の規定に違反し、又は偽りその他不正な手段により広告掲載の決定を受けたとき。
- (3) 市長が指定する期日までに広告料が納付されないとき。
- (4) 市長が指定する期日までに広告の原稿が提出されないとき。
- (5) その他広告掲載に支障があると市長が認めるとき。

(広告料の還付)

第11条 既に納付された広告料は、還付しないものとする。ただし、前条第1号及び市の責めに帰すべき事由により広告掲載ができなかった場合は、この限りでない。

(広告業者との掲載広告取扱業務委託)

第12条 市長は、広告掲載の取扱いに関し、広告業者と掲載広告取扱業務契約を締結することができる。

2 前項の掲載広告取扱業務契約を締結した場合における広告掲載の申込み及び決定並びに広告料の納付に必要な事項は、第6条、第7条及び第9条の規定にかかわらず市長の承認を得て当該広告業者と別に定める。

3 第1項の場合における広告料は、落札価格によるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月17日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日告示第150号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市広告取扱要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、こ

の告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日  
前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

松本市広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申込者）住所（所在地）〒

名称  
代表者  
電話番号  
担当者氏名

松本市広告取扱要綱（令和元年告示第144号）を遵守の上、松本市への広告掲載を下記のとおり申し込めます。

記

- 1 掲載を希望する広告媒体
- 2 広告の内容
- 3 掲載希望期間
- 4 添付書類等
  - (1) 市区町村税の滞納がないことの証明書（直近3か月以内のもの）
  - (2) 広告原稿案
  - (3) 会社案内パンフレット等

様式第2号（第6条関係）

松本市広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申込みがありました広告掲載について、松本市広告取扱要綱の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 広告の掲載可否
- 2 広告を掲載する広告媒体
- 3 広告の内容
- 4 掲載期間
- 5 広告料 円
- 6 広告データの提出期限 月 日（ ）

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）